(参考) 地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化(2024年再エネ特措法改正等)



<地域でトラブルを抱える例>

土砂崩れで生じた崩落



柵塀の設置されない設備



不十分な管理で放置されたパネル



景観を乱すパネルの設置



①許認可の認定 申請要件化 ▶ 森林法や盛土規制法等の災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可について、 許認可取得を再工ネ特措法の申請要件とするなど、認定手続厳格化。

≥ 違反の未然防止・早期解消を促す仕組みとして、事業計画や関係法令に違反した場合にFIT/FIP交付金を留保する措置といった再エネ特措法における新たな仕組みを導入。認定取消しの際の徴収規定の創設。

ごれまでに森林法、農地法、盛土規制法違反等の太陽光発電事業(計379件)に対して、一時停止措置を講じた。森林法違反の4件については違反状態が解消されたことが確認できたため、措置を解除。

②違反防止· 早期解消

					拔返還命令が可能
IT/FIP支援	積立期間			FIT/FIP非支援	
-		▼	▼		
(指導助言) (指導助言)	弁明の機会	改善命令	聯門	認定取消	確認 解体等完 完

※直近では、本年5月に、大規模事業を含む森林法違反の 太陽光発電事業(9件)に 対する交付金の一時停止措置 を実施。

③廃棄等費用へ の対応

- ▶ 2022年7月から廃棄等費用の外部積立てを開始。事業者による放置等があった場合、廃棄等積立金を活用。
- ▶ 2030年代半ば以降に想定される使用済太陽光パネル発生量ピークに計画的に対応するためパネル含有物質の情報提供を認定基準に追加する等の対応を実施。使用済太陽光パネルの大量廃棄を見据え、リユース、リサイクル及び最終処分を確実に実施するための制度検討を連携して進めていく。

④住民との丁寧なコミュニケーション

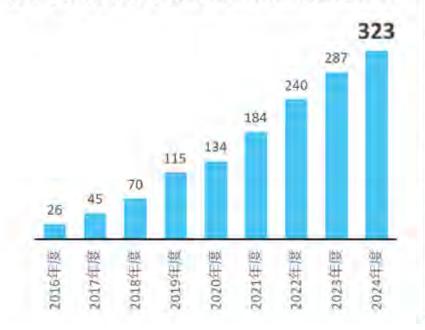
▶ 再エネ特措法の申請において、説明会の開催など周辺地域への事前周知の要件化(事業譲渡の際の変更認定申請の場合も同様)。事前周知がない場合には認定を認めない。

(参考) 各自治体における条例策定とFIT/FIP交付金一時停止との連携



- 適正な再工ネ発電事業の実施に対する地域の懸念に対応するため、各自治体において、地域ごとの実情に応じ、地域と共生した形での再工ネ導入を求める条例(再工ネ条例)の制定が相次いでいる。
- 政府としても、全国の自治体を対象とした連絡会等を開催するなど、自治体との連携を強化し、各自治体における再工ネ条例の制定を支援している。
- また、行政処分・罰則による担保が措置されている条例の違反に対して、自治体において書面指導等が講じられている場合には、FIT/FIP交付金一時停止措置の対象となる。登別市では、2025年6月1日、国と密に連携し、違反発生時にFIT/FIP交付金一時停止の対象となり得る再工ネ条例を施行した。

再工ネ条例は近年増加(再工ネ条例制定件数推移)



○登別市再生可能エネルギー発電事業と地域との調和に関する条例

(公布日: 2025年3月27日、施行日: 2025年6月1日)

·禁止区域:発電事業を禁止する区域 (関係法令に適合している場合を除く)

・抑制区域:発電事業の抑制が必要な地域を抑制区域として指定

事業計画の届出:着工60日前までに事業計画の届出が必要

・周辺関係者への説明:周辺関係者に対し説明会等を開催

標識の掲示:設置区域内の公衆の見やすい場所に標識を掲示

・立入調査等: 事業区域に立ち入り、必要な調査をすることができる

・指導、助言及び勧告:指導、助言及び勧告を行うことができる

・命令:違反等の場合に必要な措置を講じるよう命令することができる

・公表:命令に従わない場合、公表することができる。

·罰則:命令に従わない場合、5万円以下の過料に処する

I-6 設備導入による課題(系統制約)

- 発電した電気を一般送配電事業者(大手電力)の送電線、配電線に流すためには、
- ①系統接続の申し込み→②一般送配電事業者等による承認→③工事費負担金の支払い、接続工事の実施 を経ることが必要(系統接続:電力系統(※)への接続)。
- 「電力系統」とは、発電や送電、あるいは変電や配電のために使う電力設備がつながって構成するシステム全体のこと。
- 系統にはそれぞれの送電設備ごとに接続容量の上限が存在。系統接続の申し込み順に系統の接続容量が確保され、 上限を超えた場合は、対象の送電設備が増強されるまで接続はできない(系統制約)。

〇 電力系統の特徴

電気の需給バランスがくずれると、周波数に乱れが生じ、 発電機や電気機器に悪影響を及ぼし、最悪の場合は 大規模な停電につながる。

・ 日本では、他エリアとの電気の融通が限定的。

大手電力がエリア内の

電力の需給バランスを調整している。

〇 系統制約と再エネ導入にあたっての課題

容量面での 系統制約

① 送電容量の制約

接続申し込みが増加すると、既存の送電設備の容量が不足 →新たな発電施設が系統へ接続契約できない。

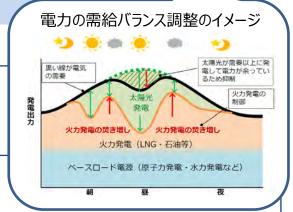
② エリア全体の需給バランスの制約

電気の需要及び再エネ発電量は季節・時間帯により変化

→過供給時には、予め定められたルールに基づき**出力制御**を求められる。

変動面での 系統制約

- 再エネ電源は、出力の変動が大きく、供給量のコントロールや予測が難しいため、需給バランスの 調整が困難
 - →蓄電池を導入する等、出力変動を小さくするための対応が必要となる。



I-7 営農型太陽光発電とは

- 1
- 営農型太陽光発電とは、一時転用許可を受け、農地に<u>簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱</u>を立てて、上部空間に 太陽光を電気に変換する設備を設置し、<u>営農を継続しながら発電を行う事業</u>。
- 作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待できる取組手法。



露地の畑の上部にパネルを設置



パネル下でのトラクターによる 耕運作業の様子

I-7 営農型太陽光発電に関する農地転用許可の取扱い



- 営農型太陽光発電設備の設置については、平成25年に農地転用許可制度に係る取扱いを明確化。
- 営農が適切に継続されない事例を排除するため、これまで通知で定めていた一時転用の許可基準等を<u>農地法施行規則</u> に定めるとともに、具体的な考え方や取扱いについてガイドラインを制定し、令和6年4月1日に施行。

営農型太陽光発電設備の取扱いの主な内容

① 一時転用許可に当たり、次の事項をチェック

○ 一時転用期間が一定の期間内(通常3年以内)となっているか

次のいずれかに該当するときは10年以内

- ・認定農業者等の担い手が下部の農地で営農を行う場合
- ・遊休農地を活用する場合
- ・第2種農地又は第3種農地を活用する場合
- 下部の農地での営農の適切な継続が確実か

営農の適切な継続とは

- ・生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていないこと
- ・下部の農地の活用状況が次の基準を満たしていること

区分	右以外の場合	遊休農地を活用する場合	
基準	a. b以外の場合 平均的な単収と比較しておおむね2割以 上減収しないこと	適正かつ効率的に利用され ていること。(農地の遊休化、 捨作りをしない)	
	b. 市町村で栽培されていない作物や 生産に時間を要する作物の場合 試験栽培の実績又は栽培理由書に記 載した単収より減少しないこと。		

- 毎年の栽培実績及び収支の報告が適切に行われるか
- 農作物の生育に適した日照量を保つための設計であるか
- 効率的な農業機械等の利用が可能な高さ(最低地上高2m以上)であるか
- 地域計画の区域内の農地の利用集積等に支障がないとして協議の場での 合意が得られているか 等

② 一時転用許可は、再許可が可能

- 再許可では、従前の転用期間の営農状況を十分勘案し総合的に判断
- 自然災害や営農者の病気等やむを得ない事情により、営農 状況が適切でなかった場合は、その事情等を十分勘案
- 当初許可時には遊休農地であっても、再許可時には遊休 農地として扱わないことに留意

③ 年に1回の報告により、農作物の生産等に 支障が生じていないかチェック

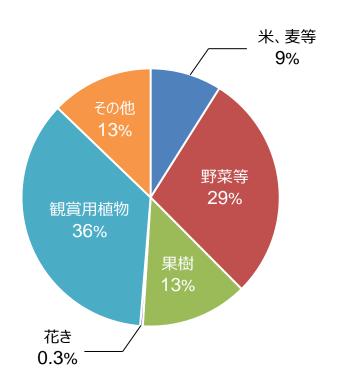
- 報告の結果、営農に支障が生じている場合には、現地調査を行い、改善措置等を指導。
- 一時転用許可を受けた者が当該指導に従わない場合は、 是正勧告や原状回復命令等の措置。

I-7 営農型太陽光発電の取組状況

- 1
- 営農型太陽光発電設備を設置するための農地の一時転用許可件数は、令和4(2022)年度までに<u>5,351件</u>、その発電設備下部の農地面積は<u>1,209.3ha</u>。
- 太陽光発電設備下部の農地で生産されている農作物は様々。

(件) 6,000 令和4年度までの累計 5.351件 5,000 975 ■当年度の新規許可件数 4,000 ■前年度までの累計許可件数 872 806 3,000 643 4,376 2,000 474 3,504 319 2,698 413 1,000 2,055 1,581 396 1,262 849 453 R3 H25 H27 H28 H29 H30 R1 R2 R4 (年度)

O 下部農地での栽培作物 (件数ベース)



資料 | 営農型太陽光発電設備設置状況等について(令和4年度末現在)(令和6年10月農林水産省農村振興局)を基に作成

(参考) 営農型太陽光発電取組支援ガイドブック



- <u>営農型太陽光発電に取り組みたいと考えられている方々や、その取組を支援する地方自治体・金融機関の参考としていただくことを目的に、「営農型太陽光発電取組支援ガイドブック」を公開。</u>
- 令和7年4月、農林水産省Webページにおいて、2025年度版を公表。



	項目			
1	営農型太陽光発電とは			
2	営農型太陽光発電の取組事例			
3	営農型太陽光発電 高収益農業実証事業の概要			
4	営農型太陽光発電を始めるには(取組フロー)			
5	営農型太陽光発電取組チェックリスト			
6	営農型太陽光発電に係る地方自治体の支援施策			
7	営農型太陽光発電に係る金融機関の支援施策			
8	営農型太陽光発電に係る国の支援施策			
9	その他			



